

鏡石町

障がい者福祉制度のご案内



令和4年4月

鏡石町役場福祉こども課

※本文中問合せ先の記載がない事項については、
役場福祉こども課（電話：62-2210）がお問い合わせ先になります。

○「鏡石町障がい者福祉制度のご案内」について

- このご案内は、心身に障がいのある方への支援などの窓口案内が掲載されています。
- 制度の詳しい内容については、各担当窓口へお問い合わせください。
- この冊子の内容にご意見・ご要望がございましたら、福祉こども課までお知らせください。

○鏡石町役場関係課お問い合わせ先

課名	電話番号(0248)	主な取り扱い内容
福祉こども課	62-2210	障がい福祉全般 障害者手帳、自立支援医療 施設入所、居宅介護などの障がい福祉サービス 補装具・日常生活用具 障がい者虐待 重度心身障害者医療費助成 有料道路割引申請 障害者差別解消法関係 高齢者福祉 介護保険 生活保護
健康環境課	62-2115	障がい者（児）相談支援
税務町民課	62-2112	後期高齢者医療制度の障害認定について 障害年金 障害基礎年金 障害厚生年金
教育課	62-3459	障がい児の就学について

1. 相談の窓口

(1) 相談支援事業

障がい者の日常生活や、障害福祉サービスを利用している際の困りごとについて相談できる、相談支援員を配置しています。

事業所名	住所	電話番号	主たる対象者
福島県岩瀬地域相談センターすかがわ	須賀川市吉美根字金子田 14-2	0248-76-4165	障がい者
相談事業所 Almond (アーモンド)	須賀川市下小山田字月夜田 203	0248-79-3165	障がい者 障がい児
須賀川市社会福祉協議会 相談支援事業所	須賀川市 八幡町 135	0248-94-7095	障がい者
鏡石町社会福祉協議会 相談支援事業所	鏡石町旭町 161	0248-62-2106	障がい者 障がい児
相談支援事業所ひだまり	須賀川市大字小作田 字仲田 23-1	0248-94-7307	障がい者 障がい児
相談支援事業所 いなんくる	須賀川市 上人担 144	0248-94-2707	障がい児

(2) 障がい者虐待防止

障がい者の虐待の予防及び早期発見・早期対応に努めるため、相談窓口を設置しています。

鏡石町虐待者防止センター（鏡石町福祉こども課内） 電話：62-2210

(3) 障がい児への支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない障がい児への療育支援のために、子育て世代包括支援センターを設置しています。

子育て世代包括支援センター（鏡石町健康環境課内） 電話：62-2115

2. 各種手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める程度の障がいのある方に交付されます。その障がいの程度によって1級から6級までの区分があります。

○申請に必要なもの

診断書、写真（たて4cm×よこ3cm）、個人番号の分かる書類、印鑑など

○注意点

- ・事前に福祉こども課でご相談ください。
診断書の様式をお渡しいたします。
- ・医療機関から診断書の交付を受けたうえで、福祉こども課へ申請してください。

(2) 療育手帳

知的障がいのある方が、各種の援助サービスなどを受けるために必要な手帳です。その障がいの程度によりAとBの区分があります。

○申請に必要なもの

診断書、写真（たて4cm×よこ3cm）、印鑑など

○注意点

- ・新規申請の場合、医療機関の診断書を提出いただくか、県中児童相談所などでの相談が必要になります。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、制度上の各種サービスを受けるときに必要な手帳です。その障がいの程度によって1級から3級までの区分があります。

○申請に必要なもの

診断書または障害年金証書、個人番号の分かる書類、印鑑
写真（たて4cm×よこ3cm）※なくても申請可能 など

○注意点

- 事前に福祉こども課でご相談ください。
診断書の様式をお渡しいたします。
- 医療機関から診断書の交付を受けたうえで、福祉こども課へ申請してください。

(4) 手帳所持者への各種割引制度

各種手帳をお持ちの方に対して、各種割引制度があります。

詳しくは次ページの表をご確認ください。

3. 後期高齢者医療制度の障害認定について

○制度の概要

後期高齢者医療制度は、原則 75 歳以上の方を対象とした制度ですが、下記の要件に該当する方については、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

○該当する方

65 歳以上 75 歳未満で、下記の障害がある方

- ・障害年金（1～2 級）を受給している方
- ・身体障害者手帳（1～3 級、4 級の一部）をお持ちの方
- ・療育手帳（A）をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳（1～2 級）をお持ちの方

○該当する日

65 歳申請した日以降申請者が希望する日、または 65 歳の誕生日の遅い方

○申請に必要なもの

上記該当要件を証明する書類（身体障害者手帳など）、印鑑、被保険者証

○注意点について

- ・医療機関を受診した際の自己負担割合は、本人及び同一世帯の被保険者の所得に応じ、1 割または 3 割となります。
- ・国民健康保険で世帯主でなかった方、社会保険の被扶養者であった方など、自身で保険料を負担されていなかった方についても、ご本人様の所得に応じて保険料を負担いただきます。このことによって、世帯全体の保険料負担額が増える場合があります。

○申請・問合せ先 鏡石町役場税務町民課 電話：62-2112

4. 補装具・日常生活用具

申請した日以降申請者が希望する日、または 65 歳の誕生日

(1) 補装具

障がいの内容や程度により、補装具の交付や修理が受けられます。

内容により相談所の判定や医師の診断書が必要となりますので、購入前に必ずご相談ください。

○交付・修理対象の補装具

補装具名	備考
義肢	義手、義足
装具	下肢、上肢、体幹、靴型
座位保持装置	
重度障害者用意思伝達装置	
車椅子	電動車いすを含む
歩行器	
歩行補助つえ	松葉つえ、クラッチつえ、多点つえ
盲人安全つえ	
義眼	
眼鏡	遮光眼鏡、弱視眼鏡、矯正眼鏡
コンタクトレンズ	
補聴器	箱型（耳掛型、挿耳型、骨導型）
座位保持いす	障がい児のみ
起立保持具	障がい児のみ
頭部保持具	障がい児のみ
排便補助具	障がい児のみ

○費用負担

利用者及び配偶者の市町村民税課税・本人収入額により自己負担があります。

○注意点

- 支給要件は品目、障がいの程度によって変わりますので、詳しい内容については福祉こども課へお問い合わせください。

(2) 日常生活用具

在宅の重度身体障害者・知的障害者等に対して日常生活の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

診断書、見積書等が必要になりますので、購入前に必ず福祉こども課へご相談ください。

○給付対象の日常生活用具

特殊寝台	聴覚障害者用屋内信号装置
特殊マット	視覚障害者用地デジ対応
特殊尿器	透析液加湿器
入浴担架	ネブライザー
体位変換器	電気式たん吸引器
移動用リフト	盲人用音声体温計・体重計・血圧計
訓練椅子	携帯用会話補助装置
訓練用ベッド	点字ディスプレイ
入浴補助用具	点字器
便器（手すり付含む）	点字タイプライター
頭部保護帽	視覚障害者用ポータブルレコーダー
歩行補助つえ	視覚障害者用活字文書読上げ装置
移動・移乗支援用具（てすり等）	視覚障害者用拡大読書器
特殊便器（ウォッシュレット等）	盲人用時計
火災警報器	聴覚障害者用通信装置
自動消火器	人工喉頭
電磁調理器	ストマ用装具
歩行時間延長信号機用小型送信機	収尿器
パルスオキシメーター	電磁波防護服

○貸与対象の日常生活用具

福祉電話	ファックス
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	

○費用負担

利用者及び配偶者の市町村民税課税・本人収入額により自己負担があります。

○注意点

- ・支給要件は品目、障がいの程度によって変わりますので、詳しい内容については福祉こども課へお問い合わせください。

5. 障がい福祉サービス等

(1) 障がい福祉サービス・地域生活支援事業

障がいにより日常生活に支障がある方に対し、下記のとおりさまざまなサービスを提供しています。

サービスの利用にあたっては、さまざまな要件がありますので、町福祉こども課までご相談ください。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練 ・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います

	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地域生活 支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	日中一時支援	障がいを持つ方の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります
	訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な身体障がい者及び身体障がい児に対し、移動入浴車を派遣します
相談支援 事業	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

6. 手当・年金

(1) 特別障害者手当

著しく重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅障がい者の方に支給されます。

○内容

月額 27,300円（令和4年度～）

○対象者

- ・障害基礎年金1級程度の障がい重複するものまたはそれと同程度以上のもの

○注意点

- ・支給要件、支給額等の詳細については福祉こども課までお問い合わせください。
- ・施設に入所している方、3か月以上入院している方、所得が一定以上ある方については対象外となります。
- ・なお、該当する方には障害者手帳の交付時にお知らせすることとしています。

(2) 障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に支給されます。

○内容

月額 14,850円（令和4年度～）

○対象者

- ・身体障害者手帳1級および2級の一部、知能指数20以下のもの
- ・20歳未満のもの

○注意点

- ・支給要件、支給額等の詳細については福祉こども課までお問い合わせください。
- ・児童が施設に入所している場合は対象外となります。
- ・なお、該当する方には障害者手帳の交付時にお知らせすることとしています。

(3) 特別児童扶養手当

身体又は精神の障がいをもつ20歳未満の児童を扶養している方に支給されます。

○内容

- 1級 障害児1人につき 月額 52,400円(令和4年度～)
- 2級 障害児1人につき 月額 34,900円(令和4年度～)

○対象者

- ・身体障害者手帳1～3級又は下肢障害4級・療育手帳A及びBの一部

○注意点

- ・支給要件、支給額等の詳細については福祉こども課までお問い合わせください。
- ・児童が施設に入所している場合は対象外となります。
- ・療育手帳と同時に申請することも可能です。その場合は児童相談所の判定を省略することが可能です。

(4) 心身障害者扶養共済

心身障害者を扶養する保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がい者に終身一定額を支給する制度です。

○対象者

- ・身体障害者1級～3級及び知的障害者
- ・県内に居住する65歳未満の人で、特別の疾病又は障がいがないこと

(5) 障害基礎年金・障害厚生年金

国民年金に加入している間に、病気やけがで障がい者になったときは、障害基礎年金が支給されます。なお、原則として国民年金加入者が障がい者になったときに支給されますが、60歳以上で加入をやめた後で障がい者になった場合は老齢基礎年金の繰上支給を受けていなければ支給されます。ただし、その障がいのもとになった病気やけがで初めて診療を受けた日の前に、加入期間の3分の2以上の保険料を納めるか、保険料の免除を受けた期間であることが必要です。障がいの認定は、病気、けがをして1年6か月経過したとき(その前に症状が固定した場合は固定し

たとき)に障がいにかゝるかどうか認定されます。認定は政令で定める障害等級により行われ、障がい程度により1級と2級に区分されています。20歳前に初診日があった障がいについても、その人が20歳に達したときから障害基礎年金になります。ただし、受給者本人に一定額以上の所得があるときは、年金の支給が停止されます。

障害厚生年金は、支給される障害基礎年金の障害が、厚生年金の加入期間中に初診日のある病気やけがに上乗せする形で支給されます。障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも、厚生年金の障害等級表に該当するときは、厚生年金独自の年金または障害手当金(一時金)が支給されます。

○問合せ先

障害基礎年金	鏡石町役場税務町民課	電話：62-2112
障害厚生年金	郡山年金事務所	電話：024-932-3434

7. 医療費の助成

(1) 自立支援医療

(ア) 更生医療

身体障がい者の障がいを除去軽減して職業能力を増進し、日常生活を容易にすることを目的とした医療で、主なものには心臓のペースメーカー埋め込み術、冠動脈バイパス術、じん臓の人工透析や腎移植などがあります。

(イ) 育成医療

身体に障がいのある児童又はその疾患を放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童に育成医療を給付します。なお、育成医療は、身体障害者手帳がなくとも受けられ、肢体不自由、視覚、聴覚・平衡、音声言語機能障害のほか、心臓疾患の手術治療やじん臓機能障害の人工透析が含まれます。

(ウ) 精神通院医療

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい若しくは薬物関連障がい（依存症等）などにより、通院による精神医療を継続的に要すると医師が判断した人が対象となります。

○費用負担

世帯構成員の市町村民税額および本人の収入額に応じて原則1割の自己負担があります。

○注意点

- ・更生医療については身体障害者手帳の所持が要件となります。
- ・その他の医療については医師の診断書等が必要となります。
- ・必要書類等については下記までお問い合わせください。

○問合せ先

更生医療・育成医療・精神通院医療 鏡石町役場福祉こども課

(2) 重度心身障害者医療費助成

重度心身障がい者の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。

助成は申請した翌月診療分から該当となります。

○内容

医療機関で支払った医療費の自己負担分（食事療養費をのぞく）

○対象者

- ・身体障害者手帳1～2級および3級の一部（内部障がい）のもの
- ・療育手帳AおよびBで身体障害者手帳の交付を受けているもの
- ・精神障害者保健福祉手帳1級および2～3級で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているもの

○申請に必要なもの

本人及び扶養義務者の所得証明書、世帯全員の住民票、障害者手帳、健康保険証、
本人名義の預金通帳

○注意点

- ・助成金の振込は高額医療費の確認などのため診療月の3か月後以降となります。
- ・世帯の所得によっては対象とならないこともあります。

8. 各種助成制度

(1) 在宅重度障害者対策事業

在宅の重度障害者で特定の障がいがある方に対し、治療材料及び衛生器材等の給付を行い、該当者の福祉の増進を図ります。

○内容

- ・ 消毒液、紙おむつ等の治療材料の給付
1か月につき3,000円まで
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設者の衛生材料の給付
1か月につき4,000円まで

○対象者

- ・ 身障手帳所持者1級～2級を所持し、下記すべての要件に該当するもの
 - (ア) 在宅の65歳未満の者であること
 - (イ) 障がいが下肢若しくは体幹又はこれに準ずるもの
 - (ウ) 知覚障害、ぼうこう、直腸障害その他運動機能等の障がいをもつ者で、現に褥瘡、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のための日常において医療的処置を必要とすること
- ・ 人工肛門・人工膀胱を造設しているもの

○注意点

- ・ 日常生活用具のストマ用装具の給付を受けられる方を除きます。
- ・ 申請に必要な書類等については福祉こども課までお問い合わせください。

(2) 人工透析患者通院交通費補助事業

腎臓機能障害により人工透析を定期的にする必要がある方に対し、交通費の一部を助成します。

○内容

人工透析患者が現に通院に要した交通費（1か月3万円まで）から5千円を差し引いた額

○対象者

人工透析のため定期的に医療機関へ通院する必要があり、下記の要件に該当しないもの

- ・所得が一定額以上あるもの
- ・交通費の月額が5,000円に満たないもの
- ・通院の距離が片道1.5kmに満たないもの
- ・正当な理由がなく、最寄りの医療機関以外の医療機関へ通院するもの

○注意点

- ・申請に必要な書類等については福祉こども課までお問い合わせください。

(3) 紙おむつ支給事業

在宅の知的障がい者の方で、寝たきり等の事情により常時紙おむつを使用している方に紙おむつを支給します。

○内容

紙おむつの支給 年間36,000円まで

○対象者

在宅の知的障がい者等で常時紙おむつを使用しているもの

○注意点

- ・申請に必要な書類等については福祉こども課までお問い合わせください。

(4) 重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業

重度の障がいがある方に対し、タクシー料金の一部を助成します。

○内容

1枚600円を単位としたタクシー券を年間24枚支給(14,400円)
1回の利用につき2枚まで

○対象者

- ・身体障害者手帳1級～2級のもの
- ・療育手帳Aのもの

○注意点

- ・重度心身障害者自動車燃料費助成を受けている方を除きます。
- ・申請に必要な書類等については福祉こども課までお問い合わせください。

(5) 重度心身障害者自動車燃料費助成事業

重度の障がいがある方に対し、自動車燃料費の一部を助成します。

○内容

1枚1,000円を単位とした自動車燃料券を年間6枚支給(6,000円)

○対象者

- ・身体障害者手帳1級～2級のもの
- ・療育手帳Aのもの

○対象要件

- ・手帳所有者名義の自動車を自ら運転する場合
- ・手帳所有者名義の自動車を同一世帯の家族が運転する場合
- ・手帳所有者が18歳未満の者及び療育手帳所持者で同一世帯家族名義の自動車を家族が運転する場合

○注意点

- ・重度心身障害者福祉タクシー料金助成を受けている方を除きます。
- ・申請に必要な書類等については福祉こども課までお問い合わせください。

(6) 訪問理美容サービス助成事業

重度の障がいがある方に対し、自宅で理美容サービスを受ける際の費用を一部助成します。

○内容

1枚1,000円を単位とした助成券を年間4枚支給(4,000円)

○対象者

- ・在宅で生活している方で、身体障害者手帳1級～2級のもの
- ・要介護認定で要介護3,4または5の認定を受けているもの

○注意点

- ・理美容店の予約は町指定の店舗へ直接ご連絡ください。
- ・利用に際しては、ご家族等の付き添いが必要となります。
- ・申請に必要な書類等については福祉こども課までお問い合わせください。

(7) 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

○内容

基準額と見積額を比較して、低い方の金額の3分の2の額

○対象者

以下の要件をすべて満たす対象児童の保護者

- 助成申請時に18歳未満の児童
- 両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象とならない方、あるいは医師が補聴器の装用の必要を認める30dB未満の児童
- 補聴器の装用により言語習得などの効果が期待できると医師が判断した児童

○注意点

- 購入前に申請が必要ですので、事前にご相談ください。
- 同じ世帯の方に、町民税の所得割の額が46万円以上の方がいると助成の対象となりません。